

赤川水系河川整備学識者懇談会

【パブリックコメント実施結果】

実施期間：平成24年3月5日～平成24年3月8日(意見を聴く会)

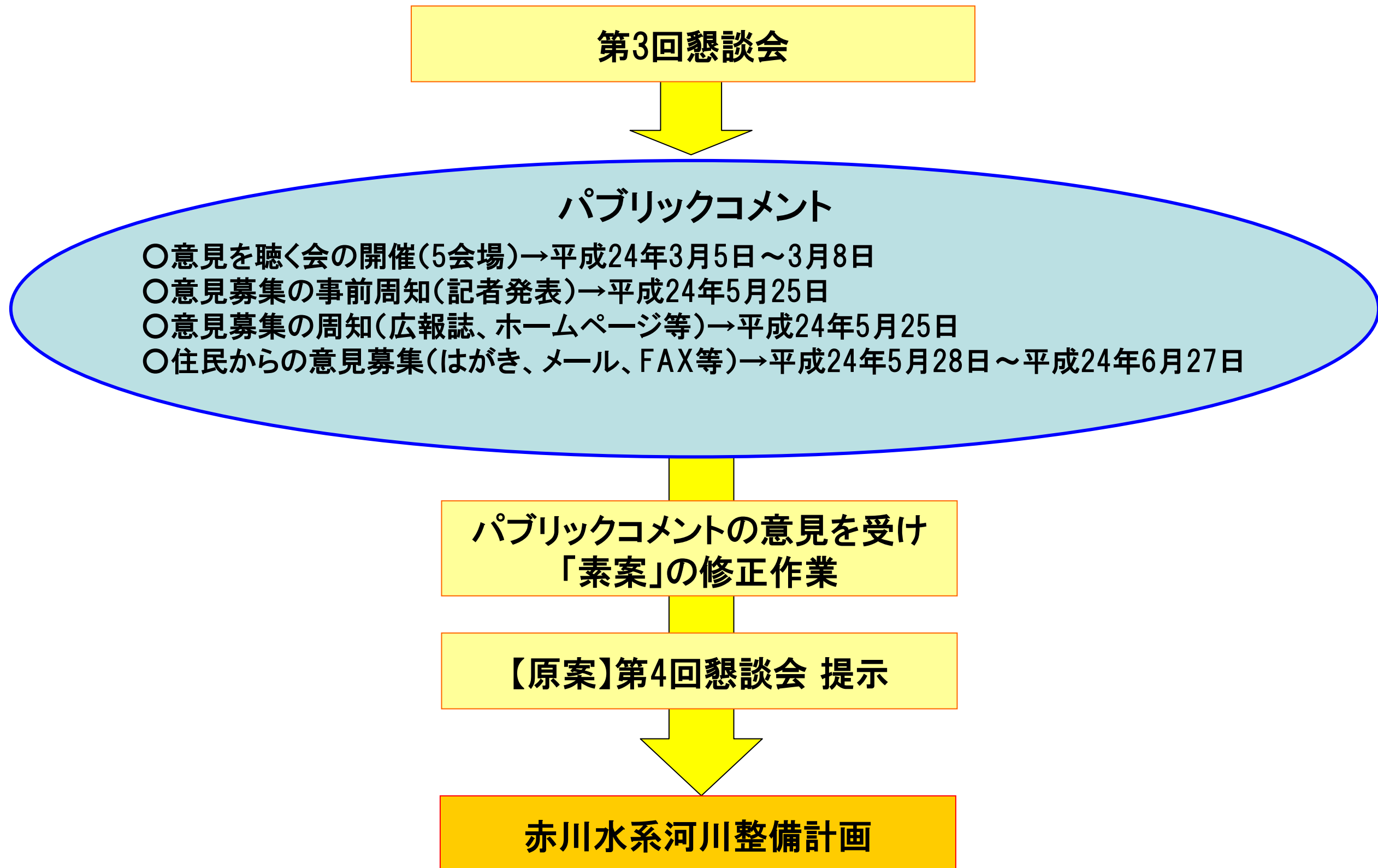
実施期間：平成24年5月28日～平成24年6月27日(意見募集)

赤川水系河川整備計画策定の流れ	P 1
パブリックコメントの実施内容【広報】	P 2
パブリックコメントの実施内容【意見募集】	P 4
パブリックコメントの実施内容【地域の方々の意見を聴く会の開催】	P 6
パブリックコメントの実施状況・結果	P 7
意見募集結果の整理	P 8
いただいた意見の整理結果	P 9
整備計画(素案)に対する意見と整備計画(原案)における考え方【国管理区間】	P10
素案に対する意見の対応(案)【山形県管理区間】	P28

平成24年7月25日

国土交通省 東北地方整備局

◆第3回懇談会後の経過と今後の流れ



◆記者発表(投げ込み)

○地域の方々の意見を聴く会を開催

記者発表資料

平成24年 3月 1日
国土交通省 酒田河川国道事務所
山形県 県土整備部 河川課

赤川のこれからの川づくりについてご意見をお聴かせください

～ 地域の方々の意見を聴く会を開催 ～

国土交通省東北地方整備局では、赤川水系の河川整備の目標(今後概ね、国管理区間は30年、県管理区間は20年)を明確にし、具体的な整備内容について示した、「赤川水系河川整備計画」の策定作業を進めています。

計画の策定にあたっては、赤川流域の特性や地域の風土・文化等を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりが必要となるため、流域に住む皆様のご意見をいただきながら作業を進めていくこととしています。

このため、赤川の川づくりに対する地域の方々の意見を聴く会を実施します。

○赤川水系河川整備計画(素案)への意見募集について

記者発表資料

平成24年 5月25日
国土交通省 酒田河川国道事務所
山形県 県土整備部 河川課

赤川のこれからの川づくりについてご意見をお寄せください

～ 赤川水系河川整備計画(素案)への意見募集について ～

国土交通省東北地方整備局及び山形県では、赤川水系の今後の河川整備の目標を明確にし、具体的な整備内容について示した「赤川水系河川整備計画」の策定作業を進めています。

計画の策定にあたっては、赤川流域の特性や地域の風土・文化等を踏まえ、

◆酒田河川国道事務所ホームページへのバナー貼付

The screenshot shows the homepage of the Sakai River National Highway Office. At the top, there are navigation links for '契約情報', 'リンク', '募集', 'サイトマップ', and 'お問い合わせ'. Below this is a banner for 'がんばろう! 東北' and '日本海東北自動車道 あつみ温泉IC～鶴岡JCT間開通'. The main content area includes '新着情報' (New Information) with a list of recent news items, 'ライブカメラ' (Live Camera) showing various river and road views, '道路情報' (Road Information), and '河川情報' (River Information). A red circle highlights a banner for '赤川水系河川整備計画(素案)に対する意見募集' (Public Comment on the Draft Plan for River Improvement of the Akagawa River System).

◆インターネットによる意見募集

赤川水系河川整備計画(素案)への意見募集

国土交通省東北地方整備局及び山形県では、赤川水系の今後の河川整備の目標を明確にし、具体的な整備内容について示した、「赤川水系河川整備計画」の策定作業を進めています。

計画の策定にあたっては、赤川流域の特性や地域の風土・文化等を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりが必要となるため、流域に住む皆様のご意見をいただきながら作業を進めていくこととしています。

このため、「赤川水系河川整備計画(素案)」の閲覧及び計画概要パンフレットの配布等を行い、地域の方々の意見を募集します。

期間 : 平成24年5月28日 から 平成24年6月27日

パブリックコメントの実施内容【広報】

◆流域市町村等の協力

市町村ホームページへの掲載 例) 鶴岡市

The screenshot shows the Tsuruoka City website with a sidebar menu on the left and a main content area. In the sidebar, '広報つるおか' (Public Relations) is selected. The main content area features a 'トピックス' (Topics) section with a red-bordered box containing the following information:

- 市議会6月定例会のライブ中継・録画データ(平成23年6月定例会～)を配信しています(議会事務局)
- 東日本大震災に関する情報について(防災ページ)
- 東日本大震災義援金について(福祉課)
- 「市長と語ろう!『車座ミーティング』」の開催希望を募ります(総務課)
- 休日夜間診療所をご利用ください。平日夜間も診療しています(健康課)
- 公募型プロポーザルの公告について 委託業務名:鶴岡市文化会館改築設計業務委託(契約官財課) 6.1up[プロポーザル提案書作成に関する質問・回答を掲載しました]

Below this, the '更新情報' (Update Information) section lists several items, with one highlighted in a red box:

- 《お知らせ》赤川水系河川整備計画(素案)への意見募集について(都市計画課) 6.15up

市町村広報誌への掲載 例) 酒田市

The screenshot shows the cover of the '私の街 さかた' (My Town Sakata) magazine for June 2012. The cover features the title '私の街 さかた' in large red characters and the issue number 'No.159' and date '2012 [平成24年] 6.1'. A table of contents is visible on the right side of the cover.

<素案の閲覧・意見募集>

赤川の河川整備計画にご意見をお寄せ下さい

赤川水系の今後の川づくりの目標を定める河川整備計画策定に当たり、素案の閲覧を行い、皆様のご意見を募集しています。

【整備計画(素案)の閲覧】期間 / 6月27日(水)まで
▼場所 / 酒田河川国道事務所調査第一課(上安町一丁目)、庄内総合支庁建設部河川砂防課(三川町)、市役所1階ロビーなど

【意見の提出方法】 閲覧場所での受け付け、郵送、インターネットでの提出が可能です。詳しくは各閲覧場所お問い合わせください。

酒田河川国道事務所調査第一課
 ☎ 2713471

赤川の河川整備計画にご意見をお寄せ下さい

鶴岡市都市計画課

鶴岡市役所トップ >> 各課のページ >> 都市計画課 >> 赤川水系河川整備計画(素案)への意見募集について

赤川水系河川整備計画(素案)への意見募集について

国土交通省東北地方整備局及び山形県では、赤川のこれからの川づくりのために策定中の「赤川水系河川整備計画」について、下記のとおり地域の方々のご意見を募集します。

- 【意見募集対象】**
- ・一級河川赤川水系河川整備計画[国管理区間](素案)
 - ・一級河川赤川水系河川整備計画[県管理区間](素案)

【意見募集の期間】
 平成24年5月28日(月)～平成24年6月27日(水)

- 【資料閲覧場所】**
- ・鶴岡市 建設部都市計画課、藤島庁舎市民福祉課、羽黒庁舎東部建設事務室、榊引庁舎総務企画課、朝日庁舎南部建設事務室
 - ・国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所
 - ・山形県庄内総合支庁 など

<公聴会の開催>

赤川の河川整備計画(素案)に関する公聴会を開催します

赤川水系の今後の川づくりの目標を定める河川整備計画(素案)に関する公聴会を行います。皆さんの意見をお聞かせください。

日時 / 3月7日(水)午後2時～
▼場所 / 黒森コミュニティセンター
▼対象 / どなたでも
▼内容 / 赤川水系河川整備計画(素案)の内容説明など

酒田河川国道事務所調査第一課
 ☎ 2713471

赤川の河川整備計画(素案)に関する公聴会を開催します

パブリックコメントの実施内容【意見募集】

◆素案(閲覧用)、パンフレット(配布用)設置状況

＜素案閲覧・パンフレット配付:14箇所を実施＞

関係機関名	担当部署
国土交通省	酒田河川国道事務所調査第一課
	酒田河川国道事務所赤川出張所
	月山ダム管理所管理係
山形県	行政情報センター
	県土整備部河川課
	庄内総合支庁総合案内窓口
	庄内総合支庁建設部河川砂防課
酒田市	建設部 土木課
鶴岡市	建設部 都市計画課
	藤島庁舎 建設環境課
	羽黒庁舎 建設環境課
	櫛引庁舎 建設環境課
	朝日庁舎 建設環境課
三川町	建設環境課

＜素案・パンフレット設置状況＞



酒田市役所1Fロビーでの設置状況

パブリックコメントの実施内容【意見募集】

赤川水系河川整備学識者懇談会

◆素案(閲覧用)、パンフレット(配布用)設置状況 <素案(閲覧用)と素案パンフレット(配布用)>

持ち出し禁止

赤川水系河川整備計画
 [国管理区間]


(素案)

平成 24 年 5 月 28 日

国土交通省東北地方整備局

赤川のこれからの川づくりについて
 ご意見をお聴かせください

～赤川水系河川整備計画について～



添付のハガキを用いて、ご意見をお聴かせ下さい

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所

持ち出し禁止

一級河川赤川水系河川整備計画
 [県管理区間]

(素案)

平成 24 年 5 月 28 日

山 形 県

赤川のこれからの川づくりについて
 ご意見をお聴かせください

[県管理区間]

●このパンフレットは、山形県が作成した『一級河川赤川水系河川整備計画 [県管理区間] 【素案】』に対する地域のみなさんのご意見をお聞きしていくための参考資料 (概要版) です。

●この情報を手がかりに、ぜひ貴重なご意見をお寄せください。

山形県 県土整備部 河川課
 山形県 庄内総合支庁 建設部

<素案のパンフレットの添付ハガキ>

赤川水系河川整備計画素案 (国管理区間) に関するご意見を記入の上、キリトリ線でハガキ部分を切り取って、備付けのご意見ポストまたは郵便ポストに6月27日までに投函して下さい。

Q1. 各種目標について、ご意見がありましたらご記入下さい。

Q2. 各種整備の具体的な内容について、ご意見がありましたらご記入下さい。

Q3. その他、河川行政等について、お気づきの点がありましたらご記入下さい。

Q4. あなたご自身について、ご記入下さい。
 年 齢【 _____ 才代】 性 別【男性・女性】
 お住まいの地域
 【 _____ 市・町 _____ 丁目・町・字】

郵便はがき

998-8790

山形県酒田市上安町一丁目 2-1

国土交通省酒田河川国道事務所
 調査第一課内
 赤川水系河川整備計画意見募集係

酒田支店 承認 26

差出有効期限 平成24年 10月31日まで (切手不要)

記述式回答

<意見応募用紙>

「一級河川赤川水系河川整備計画 (素案)」に対する意見

お住まいの地域	(都道府県名)	(市区町村以下)
年 齢	性 別	
意見該当箇所		
国・県	頁	行
御意見 (1,000 字を超える場合は 400 字以内の要旨も記載してください)		

◆「赤川整備に関する意見を聴く会」の開催状況



三川町社会福祉センター集会室
(3月5日)



鶴岡市役所大会議室
(3月6日)

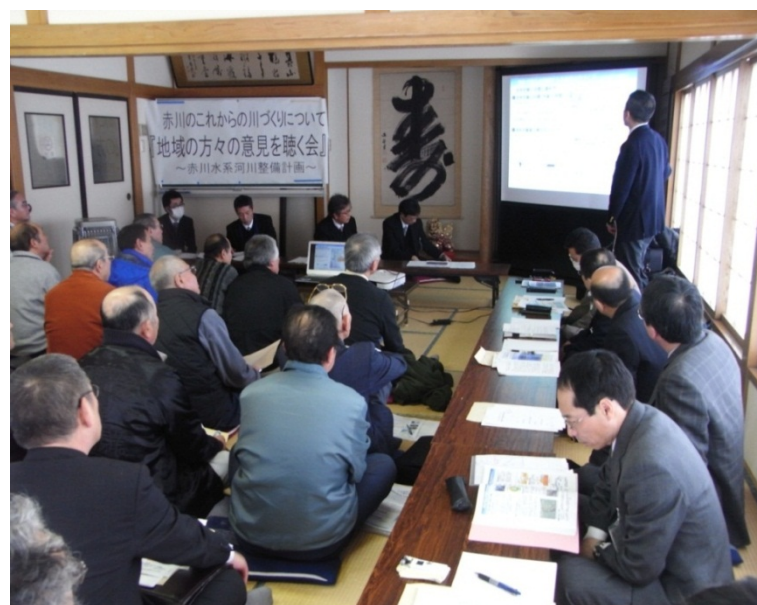


赤川整備に市民の声反映

国交省と県 酒田で「意見を聴く会」

国交省酒田河川国道事務所と県は7日、策定中の「赤川水系河川整備計画」に沿岸の酒田市民の声を反映させるため、意見を聴く会を同市黒森コミュニティセンターで開いた。整備計画は赤川水系の河川整備(国管理区間は30年間、県管理区間は20年間)の目標を明確にし、具体的な整備内容を示す。意見を聴く会は、整備計画に地域の特性や風土・文化などを踏まえた住民の意見を反映させるために開催した。市民ら約50人が出席。初めに同事務所と県の担当者が、整備計画案の概要をそれぞれ説明した。続いて市民からは沿岸の影響で河口などの浸食が大きいのは「国と県の管理区間の違いが分りにくい」「赤川の水によって畑が冠水した場合、どこが責任を取るか」などの意見があった。

山形新聞
(3月8日)



酒田市黒森コミュニティセンター(3月7日)



鶴岡市榎引公民館(榎引、朝日)
(3月7日)



鶴岡市広瀬地区公民館(羽黒、藤島)
(3月8日)

◆意見を聴く会の開催(平成24年3月5日～平成24年3月8日)

開催日	開催時間	開催場所	参加者			発言者数	意見数
			地域住民	報道関係者	合計		
平成24年3月5日	19:00～20:30	三川町社会福祉センター集会室	21	0	21	8	8
平成24年3月6日	18:30～20:00	鶴岡市役所大会議室	21	1	22	13	13
平成24年3月7日	14:00～16:00	酒田市黒森コミュニティセンター	37	1	38	8	8
平成24年3月7日	18:30～20:00	鶴岡市櫛引公民館(櫛引・朝日)	20	0	20	4	4
平成24年3月8日	18:30～19:30	鶴岡市広瀬地区公民館(羽黒・藤島)	18	0	18	2	2
合計			117	2	119	35	35

◆はがき・メール等による意見募集(平成24年5月28日～平成24年6月27日)

	件数
はがき	24件
メール	2件
FAX	0件
意見ポスト	8件
合計	34件



意見募集のはがき

別紙「意見募集様式」

「一般河川赤川水系河川整備計画(案)」に対する意見

①氏名(ふりがな) _____

②住所 (都道府県名) (市区町村以下) _____

③電話番号 _____

④職業 _____

⑤年齢 _____ ⑥性別 _____

意見募集箇所 _____

⑦御意見(1,000字を超える場合は400字以内の要旨も記載)

河 3 川の中が樹林化しており(特に城下橋上下流) 洪水の際に水が増えようという心配です。又、河川整備しているところは、工事ごしに木を伐採してしまっているところが多いので、それ以外の木は保護して、アメリカシロヒトリなどの害虫で被害が発生している。その被害が葉の木の葉を食べて移っている所も見受けられるので、対策又は消毒剤をしっかりと散布してほしい。(柳川方面)→庄内町(庄川)につきは急流と旧国道との交差点付近は特に被害が大きい。

河 6 庄内町河川整備計画に基づき、適宜橋樑の増設や護岸の修繕及び伐採を行って、河川整備を進めてほしい。三川町

意見募集の用紙

◆意見等のとりまとめ手順

赤川水系河川整備計画素案（国管理区間）に関するご意見を記入の上、キリトリ線でハガキ部分を切り取って、備付けのご意見ポストまたは郵便ポストに6月27日までに投函して下さい。

01. 各種目標について、ご意見がありましたらご記入下さい。

02. 各種整備の具体的な内容について、ご意見がありましたらご記入下さい。

03. その他、河川行政等について、お気づきの点がありましたらご記入下さい。

04. あなたご自身について、ご記入下さい。
 年齢【 才代】 性別【男性・女性】
 お住まいの地域
 【 市・町 丁目・町・字】



種別 A: 地域の方々の意見を聴く会、B: 意見募集用紙、C: 意見募集のハガキ

No	項目	意見内容	地域	意見	備考	種別	
1	全般	河川整備計画全般	鶴岡市	自然を守るだけでなく、人と共にある川であって欲しい。	国	B	
2	全般	河川整備計画全般	鶴岡市	子供、大人も遊べるように、自然河川に戻して欲しい。	国	B	
3	全般	河川整備計画全般	鶴岡市	流れの美しい川にして欲しい。	国	B	
4	全般	河川整備計画全般	鶴岡市	平常時において、護岸により水流が速くなり、緩やかに流れる河川から危険な水流の河川にならないよう、配慮をお願いします。	国	B	
5	全般	河川整備計画全般	鶴岡市	赤川水系のみならず、全国と同様な河川の取り組みや実績を踏まえた施策、目標を策定して頂きたい。	国	C	
6	全般	河川整備計画全般	鶴岡市	各種目標は素晴らしいので、早期に整備してほしい。	国	C	
7	全般	河川整備計画全般	鶴岡市	共生の形であれば住民の方も関心を持つと思います。	国	C	
8	治水	治水対策の推進	鶴岡市	洪水の無い安全で安心な川づくりをして欲しい。	国	B	
9	治水	治水対策の推進	三川町	洪水軽減のため、実現可能な施策をスピーディーに行うことが望ましいと思う。	国	C	
10	治水	治水対策の推進	酒田市	内容は良い。早く整備してほしい。	国	C	
11	治水	治水対策の推進	鶴岡市	赤川本流の堤防整備が完成した現在、今後概ね20年間(30年間)はちょっと長過ぎのような気がします。支川の整備ですから5年位の単位ではないでしょうか。	国	C	
12	治水	治水対策の推進	三川町	洪水等の災害による被害を軽減するための対策を早期に進めてほしい。	県	C	
13	治水	治水対策の推進	鶴岡市	県管理区間は、現在でも治水安全度が低い箇所が多く、近年頻繁に洪水被害が発生しているので、早期の対応をお願いしたい。	県	C	
14	治水	治水対策の推進	鶴岡市	洪水対策として、河川掘削を進めてもらい安心した赤川にしてほしい。	国	C	
15	治水	治水対策の推進	鶴岡市	災害はいつくるかわからないので、安心して暮らせるよう、できるだけ早く対策を実施していただきたい。	国	C	
16	治水	治水対策の推進	鶴岡市	縦横橋上流付近の掘削工事について測量が終わっているが掘削工事の着工は何年くらいから始まるのか教えて欲しい。	国	A	
17	治水	河道掘削	鶴岡市	河道掘削に伴う発生土を他の事業に有効活用することによって、発生土を減らすなどして、コスト削減を図り、できるだけ早く対策していただきたい。	国	C	
18	治水	河道掘削	鶴岡市	治水対策は、樹木伐採と河道掘削の両方で行う必要があると思う。	国	C	
19	治水	河道掘削	三川町	新川橋付近の床止めは、掘削工事と併せて実施してほしい。	国	C	
20	治水	河道掘削	酒田市	黒森町	■ ■ ■	国	C

ハガキ・メール・FAX

意見を聴く会

意見の整理(9頁～)

意見を治水・利水・環境等に分類 意見内容毎に細分化

意見をグループ化・代表意見の抽出 ⇒ 項目毎に考え方を整理

整備計画(素案)内容に不足があるものは、整備計画(原案)に反映
 ⇒ 整備計画(原案)を学識者懇談会に提示し、意見を伺う

いただいた意見の整理結果

- ・いただいた意見を素案の項目毎に分類し、項目別に整理しました。
- ・意見数は全部で119件あり、項目として多い意見は【維持管理】41件となっており、項目別の分類で多い意見は、治水対策の推進13件、人と河川とのふれあいの場の確保17件、河道の維持管理21件となっています。
- ・また、東日本大震災により関心が高まっている地震・津波、高潮対応に関する意見も11件ありました。

項 目	意見分類(20分類)	意見総数	合計
1【全般】整備計画全般に関する事項	河川整備計画全般	8	8
2【治水】洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減	治水対策の推進	13	25
	河道掘削	4	
	床止め改築	5	
	堤防の質的整備	2	
	内水対策	1	
3【利水】河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	正常流量の確保	1	2
	適正な水利用	1	
4【環境】河川環境の整備と保全	動植物の生息・生育環境の保全	6	23
	人と河川とのふれあいの場の確保	17	
5【維持管理】河川・ダムの維持管理	河川調査	1	41
	河川管理施設の維持管理	11	
	河道の維持管理	21	
	河川空間の維持管理	8	
6【危機管理、その他】 危機管理体制の整備・強化、その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	洪水時の対応	2	20
	地震・津波、高潮対応	11	
	河川情報の収集・提供	2	
	洪水ハザードマップの作成支援等	1	
	住民参加と地域との連携による川づくり	4	
合 計		119	

項目:全般 意見分類 ◆①河川整備計画全般(意見NO1~8)

代表意見

- ①自然を守るだけでなく、人と共にある川であって欲しい。
- ②子供、大人も遊べるように、自然河川に戻して欲しい。
- ③赤川水系のみならず、全国の同様な河川の取り組みや実績を踏まえた施策、目標を策定して頂きたい。
- ④ダムや砂防堰堤に頼らない治水と治山をお願いします。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・赤川の豊かな自然環境と河川景観を次の世代に引継ぐため、①多様な動植物の生息、生育環境の保全や河川の連続性を確保した流れの形成、周辺環境と調和した原風景の保全を目指します。【原案P4】
- ・地域の魅力と活力を引き出すため、生活の基盤や歴史・文化・風土を築いてきた赤川の恵みを活かし、行政と地域の連携のもと、①②自然や歴史・文化とのふれあいの場、子供たちの学習の場などの整備・保全を目指します。【原案P4】
- ・③各種施策の展開においては、新技術等を活用したコスト縮減や事業の迅速化を図り、効率的な事業実施を行うとともに、各種施策等の進捗状況や社会情勢、地域の要請等に変化が生じた場合は、速やかにフォローアップを実施し、必要に応じて本計画の見直しを行い、効果的な施策の展開を推進します。【原案P126】
- ・④治水対策は、河川や地域の特性に応じて、効果的な対策を行うことが必要であると考えています。
ダムや砂防堰堤の整備は、その必要性について検討の上、実施しています。

項目:治水 意見分類 ◆①治水対策の推進(意見NO9~21)

代表意見

- ①洪水の無い安全で安心な川づくりをして欲しい。
- ②洪水軽減のため、実現可能な施策をスピーディーに行うことが望ましいと思う。
- ③赤川本川の流量は県で整備されて増える支川の流量に対応できることがわかるようにしてほしい。
- ④過去、多くの氾濫があり被害や精神面で重荷となってきたが、計画的な整備の実施により安心を得ることが出来た。感謝している。
- ⑤庄内は土木工事が少なくなっています。赤川、最上川などの整備を早期にして欲しい。農業者の働く場所です。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・赤川における洪水・高潮等による災害の防止又は軽減については、赤川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けて、①上下流の治水安全度バランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図ることとします。【原案P78】
- ・各種施策の展開においては、②新技術等を活用したコスト縮減や事業の迅速化を図り、効率的な事業実施を行うとともに、各種施策等の進捗状況や社会情勢、地域の要請等に変化が生じた場合は、速やかにフォローアップを実施し、②必要に応じて本計画の見直しを行い、効果的な施策の展開を推進します。【原案P126】
- ・③国管理区間の河川整備計画は、県管理区間の整備計画と整合を図った計画としています。
- ・④⑤赤川の整備については、今後も計画的に進めて行きます。

項目：治水 意見分類 ◆②河道掘削(意見NO22～25)

代表意見

- ①治水対策は、樹木伐採と河道掘削の組み合わせが経済的かつ効果的と考える。
- ②河道掘削に伴う発生土を他の事業に有効活用することについては、事業の対象を広げるなどして、コスト縮減を図り、できるだけ早く対策していただきたい。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・河道断面が不足し、河道の目標流量が安全に流下できずにはん濫し、洪水被害が生じる恐れがあることから、①洪水の流下の支障となる樹木の伐採を行うとともに、河道断面を拡大するための河道掘削を実施します。【原案P85】
- ・河道掘削の施工にあたっては、河川環境に与える影響が極力少なくなるよう、施工時期、施工方法等に配慮し、掘削工事の施工時には、濁水の発生を極力抑えながら、水質等のモニタリング調査を実施するとともに、②掘削により発生する掘削土は他事業との連携や堤防盛土等に利用するなど有効利用に努めます。

項目:治水 意見分類 ◆③床止め改築(意見NO26～30)

代表意見

- ①新川橋付近の床止めは、以前から撤去する計画と聞いており、洪水時に水位を上昇させるため是非撤去して欲しい。
- ②黒森床止め上流には4箇所(3k～6k)の揚水機があり、床止めを撤去すると水位が低下し取水できなくなるのでは。
- ③第4床止めの魚道は機能していないのではないか。

<整備計画(原案)における考え方>

- ①赤川の流下能力不足の要因となっている床止めについては、流下能力が確保できる高さまで切り下げ改築を行い、流下能力を確保するとともに、河床の安定性に配慮しつつ、③魚類の遡上等を考慮し、河川の連続性を確保可能な構造とします。②床止め改築により、取水水位が低下し、影響が生じると考えられる施設等については検討を行い、必要な対策を実施します。【原案P87】



図5-3 改築が必要な床止め工

項目:治水 意見分類 ◆④堤防の質的整備(意見NO31~32)

代表意見

①堤防そのものが決壊することが絶対ないようにすることが大前提だと思いますので、既存の堤防能力を充分維持できるようお願いします。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・①堤防の浸透に対する安全性や東北地方太平洋沖地震による堤防被災の発生を踏まえ、地震等に対する安全性の点検を行い、安全性が確保されない堤防については、堤防の質的整備を検討し、必要に応じて実施箇所、実施時期の見直しも行いながら対策を実施します。【原案P89】
- ・堤防は、洪水を安全に流下させ、流域の人々の生命や財産を守るための重要な施設です。そのため、①河川巡視や堤防モニタリング調査等の河川調査で把握した現状をもとに、必要に応じた補修等を実施し、堤防機能の維持に努めます。【原案P108】

赤川水系河川整備計画(原案) 関連頁

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減 89頁

5.2.1 河川の維持管理 108頁

項目:治水 意見分類 ◆⑤内水対策(意見NO33)

代表意見

①以前は洪水でかなりの箇所が浸水しそうになっていたが、改修でかなり水位が下がるようになった。しかし、排水できる樋管が東郷小学校付近から大山川までないため、排水のための樋門を作って欲しい。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・排水樋門は、水路の水の流れを確認し、設置しています。①東郷小学校(赤川左岸8.4k付近)から大山川合流点までの区間の水路の流れは、大山川に向かって流れており、大山川に設置されている排水樋管から排水されています。
このため、①赤川や大山川の水位が上昇し、内水による浸水被害の恐れがある場合には適切に対応します。
- ・内水による浸水被害の恐れがある地域においては、既設の排水施設を適正に運用するとともに、排水ポンプ車の効率的な配置・運用により内水被害の軽減を図ります。また、①内水被害が頻発している地区については、被害状況や現状の安全度を適正に評価し、必要に応じて排水ピットの新設、排水ポンプの増強など、沿川自治体と連携した内水対策を実施します。【原案P90】

赤川水系河川整備計画(原案) 関連頁

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減 90頁

5.2.1 河川の維持管理 108頁

項目:利水 意見分類 ◆①正常流量の確保、適正な水利用(意見NO34~35)

代表意見

- ①サクラマスは、県で力を入れている魚で、3m³/sの水量で生息できるのか。
- ②適切な水利用を行うため、地域とより密接に事業を行うよう努めてください。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・赤川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量(正常流量)は、①熊出地点において5月から8月を概ね3m³/s、9月から4月は概ね5m³/sとしています。【原案P92】
- ・流水の正常な機能の維持のため必要な流量(正常流量)は、①サクラマスなど魚類の生息・生育に必要な水深や流速も含めて検討して設定しています。
- ・流域全体の水利用や本川・支川の流量・水質等を適切に把握するとともに、②限りある水資源の有効活用を図るため、関係機関との連携による水利用の合理化等について検討を進めます。また、①②渇水による被害の軽減を図るため、関係機関との情報共有や取水調整等を行い、流水の適正な管理に努めます。【原案P92】

項目：環境 意見分類 ◆①動植物の生息・生育環境の保全(意見NO36～41)

代表意見

- ①赤川に河畔林やワンド等魚が休めるような場所を残して欲しい。
- ②タコノアシについて、5年前には17株見つけたが、去年は1株しかなかった。変化はどのように把握しているのか教えて欲しい。
- ③動植物の生息・生育環境の保全について、地域と連携し、進めてほしい。
- ④現在、両田川橋上下流で掘削工事やハリエンジュの伐採を行っているが、着工前後の動植物・生態系がいつの時点で前に戻るのかの調査はどのように行っているのか教えて欲しい。
- ⑤水質調査、県への指導、パトロールの強化をしてほしい。

<整備計画(原案)における考え方>

【環境関係】

- ・赤川の①②多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、砂州等の定期的なモニタリングを行いながら、河道内の樹木等の適正な管理、サクラマス・サケやアユ等の回遊性魚類の遡上環境等の連続性の確保や産卵床の保全など、良好な河川環境の保全に努めます。【原案P82】
- ・河川整備における調査、計画、設計、施工、維持管理等の実施にあたっては、河川全体の営みや歴史・文化との調和にも配慮し、①③赤川が本来有している動植物の生息・生育環境及び河川景観を保全、創出する多自然川づくりを基本として行います。【原案P85】
- ・④河川環境に与える影響が大きいと予想される場合には、その時点での河川環境情報図や現地調査により、河川環境を十分に把握するとともに、学識者等の意見や地域住民の意向を聴きながら、④事業箇所環境や特徴に応じ、ミティゲーション等への対応に努めます。【原案P93】
- ・赤川流域の動植物の生息・生育環境の保全に向けて、②④「河川水辺の国勢調査」や「多自然川づくり追跡調査」等の環境モニタリング調査を継続して実施します。調査結果は河川やダム等の整備、維持管理に反映し、動植物の生息環境等への影響ができるだけ少なくなるように配慮していきます。なお、④環境モニタリング調査等は、各専門分野の学識者等からの指示・助言や関係機関・地域住民等の協力のもと、実施していきます。【原案P97】

【水質関係】

- ・⑤定期的・継続的に水質調査を実施するとともに、県・市町村などの関係機関や流域住民との連携を図り、流域全体での水質改善意識の啓発など、水質の維持・改善に向けた取り組みを進めます。【原案P82】
- ・赤川の水質は、全ての水質観測地点で環境基準値を満足しており、⑤今後も水質の状況を監視及び把握するために定期的・継続的に水質調査を実施するとともに、流域自治体及び流域住民と連携・協力して、水質の保全に努めます。【原案P98】

赤川水系河川整備計画(原案) 関連頁

4.3.2 整備の目標 82頁

5.1河川控除の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能の概要 85頁

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項 93,97,98頁

項目：環境 意見分類 ◆②人と河川とのふれあいの場の確保(意見NO42～58)

代表意見

- ① キャンプ、バーベキュー、水遊び、カヌー、ハイキング、釣り、芋煮会等、楽しめる場にしたい。
- ② 河川敷に散歩・マラソンなどのできるような道路や憩いの場を作って欲しい。
- ③ 親水空間を作るだけでなく、作った場所を利用していただけるような工夫が必要である。
- ④ 川の利活用(観光、舟運、砂利採取等)を考慮した整備を行って欲しい。
- ⑤ 庄内支庁の向かい側あたりに風車を作ったらどうか。いろいろな風車があるので、大学などとモニターしてみたらどうか。
- ⑥ サクラマスをもっと放流して欲しい。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・赤川と流域の①②③④ 人々の関わりの中で育まれた生活の基盤や歴史・文化・風土を活かしつつ、住民参加と地域連携により、自然とのふれあい、歴史・文化・環境が学習できる場の整備、維持・保全を図ります。また、河川に関する情報を地域住民や河川を中心に活動する住民団体等と幅広く共有し、③住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、人と河川のふれあいを促す地域づくりを支援・推進します。【原案P83】
- ・河川空間の整備にあたっては、①②③④ 地域からの要望に配慮しつつ、沿江市町村と連携し、自然とのふれあいの場や、環境学習の場の創出、まちづくりと一体となったかわまちづくりの検討などを進めていきます。【原案P100】
- ・⑤ 河川整備とは関連しないことから、説明はありません。
- ・⑥ ご意見があったことを関係者へお伝えします。

赤川水系河川整備計画(原案) 関連頁
4.3.2 整備の目標 83頁
5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項 100頁

項目:維持管理 意見分類 ◆①河川調査(意見NO59)

代表意見

①点検を行って危険個所を把握してほしい。

<整備計画(原案)における考え方>

・洪水時において、堤防などの河川管理施設がその機能を発揮するためには、その状態を常に把握する必要があります。また、河川や周辺の土地利用状況、河川水の利用状況、許可工作物の状況など、河川管理区域の適正な利用についても日常から監視する必要があります。
 ①今後もこれまでと同様に、河川管理施設等の異常や不法行為等を見・監視するため、河川巡視や点検を実施します。

【原案P104】

表 5-7 河川巡視(平常時)の巡視内容と頻度

名称	巡視項目	巡視内容
定常巡視	巡視ルート、点検箇所を定め、週2回、定期的実施 ①流水の占有状況の把握 ②土地の占有状況の把握 ③産出物の採取に関する状況の把握 ④工作物の設置状況の把握 ⑤土地の形状変更の把握 ⑥河川環境の状況の把握	①不法取水が行われていないか ②不法耕作、不法占有等が行われていないか ③盗掘、不法伐開が行われていないか ④不法工作物が設置されていないか ⑤不法に掘削、盛土等が行われていないか ⑥水質の異変、ゴミ等の投棄などが無いかなど
	⑦河川管理施設及び許可工作物の維持管理状況の把握 ⑧親水施設等の維持管理等の状況の把握 ⑨不審物の有無等の把握 など	⑦天端の不陸、亀裂、わだち、ゲートの破損がないか、法面の異常がないか、施設の変状や破損がないか ⑧施設の破損等がないか、施設が適切に利用されているか ⑨不審物はないか、不審者はいないかなど
特定巡視	定常巡視項目においてより詳細な把握を行う(定常巡視では確認しきれない内容について場所、時期、頻度、巡視方法を定めて行う) ①流水の占有状況の詳細把握 ②土地の占有状況の詳細把握 ③産出物の採取に関する状況の詳細把握 ④工作物の設置状況の詳細把握 ⑤土地の形状変更の詳細把握 ⑥河川環境の状況の詳細把握 ⑦河川管理施設及び許可工作物の維持管理状況の詳細把握 など	①取水施設に違法な改造等を施していないか ②占有の目的、範囲等が許可どおりか ③採取位置や運搬路が許可どおりか ④許可工作物の工事が許可どおりか ⑤形状変更が許可どおりか ⑥河川の植生、鳥類等の生態の著しい変化がないか、土砂の堆積がないか等 ⑦構造物の破損・変状がないか、護岸等の滑落・流出・破損等がないか、河岸の侵食・埋塞等がないか等 など

項目:維持管理 意見分類 ◆②河川管理施設の維持管理(意見NO60～70)

代表意見

- ①堤防の草刈りなど日頃の維持管理もしっかりと行ってほしい。
- ②河川護岸や床止め等の施設も老朽化しているので、今後の整備計画を検討願います。
- ③今後とも今まで同様の管理をお願いします。
- ④整備計画の期間が30年ということであるが、赤川が蛇行して洪水時に水あたりの強いところの侵食などが心配であり、こういう箇所も早期に対処してほしい。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・堤防点検などによる変状箇所の早期発見や有害な植生の除去など、①堤防機能の維持を主な目的として堤防除草を実施します。【原案P108】
- ・河川護岸については、災害発生を未然に防止するため、②④早期に護岸の損傷を発見、調査・評価し、機動的かつ効率的に補修を実施します。また、河床の局地的な洗堀により②④護岸や水制工の機能が損なわれないよう適切な対策を実施します。【原案P109】
- ・樋門・樋管等の施設については、洪水被害の発生を未然に防止するため、②平常時の点検や非破壊検査等の調査により、施設の状態を適切に把握・評価し、施設の機能に支障がある場合は損傷等の状況に応じて補修を実施するとともに、②老朽化が進んでいる施設については必要に応じて改築を実施します。【原案P109】
- ・道路橋や鉄道橋などの横断工作物や水門、樋門・樋管、揚排水機場など河川管理者以外が設置する施設について、河川管理上の悪影響を及ぼすことのないように、②河川管理者として施設の維持管理の状態を監視し、必要に応じて適切に指導・助言を実施します。【原案P110】
- ・③赤川の河川管理については、引き続き適切に実施して行きます。

項目:維持管理 意見分類 ◆③河道の維持管理(意見NO71~91)

代表意見

- ①おばこ大橋下流の水制は土砂がたまっており、撤去するように考えて欲しい。
- ②河川内の樹木は、定期的に伐採するなどしてほしい。
- ③中州に樹木が繁茂しているが、これらの樹木や中州は洪水時に水位を上昇させるため除去して欲しい。
- ④河口の海岸や砂州の状況が不安定である。対策はしないのか。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・河道内の土砂堆積は、河道内の断面確保や施設の機能維持に支障をきたす恐れがあるため、①適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮できるよう、必要に応じて河道堆積土砂の撤去を実施します。赤川では舟運の航路維持のための①水制工が数多く残され、河道掘削箇所では再度の土砂堆積も見られることから、水制工による河道への影響について検討を行い、維持可能な河道を目指します。【原案P110】
- ・樹木の生長や繁茂の状況を定期的に調査・監視し、②③河道内樹木の繁茂・拡大によって流下阻害や河川管理の支障となっている樹木については、必要に応じて学識経験者等からの指導や助言、地域住民等の協力を得ながら、周辺の環境に配慮しつつ、伐開を実施するなど、樹木群を適正に維持管理していきます。【原案P110】
- ・赤川河口部の砂州は、冬季の河川流量の減少により発達しますが、融雪洪水によりフラッシュされています。今後とも、④砂州のモニタリングを行い、河口砂州を適切に管理していきます。【原案P112】

項目：維持管理 意見分類 ◆④河川空間の維持管理(意見NO92～99)

代表意見

- ①最近、川原への不法投棄が増えていると思う。パトロールの増加や厳罰化をお願いしたい。
- ②各床止めに魚道が設置されているが、流木処理や魚道出口の土砂堆積を解消すべきである。
- ③自然体験学習会を実施して、子供たちに赤川の良さを知ってもらえるようにすれば河川愛護の意識が高まると思う。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・河川区域内の不法行為は、河川巡視や河川情報カメラの活用により監視を行うとともに、民有地の場合は所有者の協力を得ながら、①不法行為を行っている者への適正な指導を行い、悪質な不法行為に対しては関係機関へ通報するなど、必要に応じた不法行為防止対策を講じます。【原案P113】
- ・流木等による河道閉塞、河川管理施設等への悪影響、河口域への流出を軽減するとともに、高水敷の良好な河川環境を維持できるよう、②漂着する塵芥(流木、かやなどの自然漂流物)は、効率的に除去し、適切に処理します。【原案P114】
- ・赤川についての理解と関心を高めるため、③各種広報活動、児童・生徒への河川愛護意識の啓発、河川利用の促進による自然に触れる機会の創出等を図るとともに、流域自治体や関係機関と連携し、地域住民やボランティア団体、NPO、社会奉仕活動を行う企業等と協力しながらクリーンアップ活動等の活発化を図り、河川愛護意識の啓発に努めます。【原案P115】

項目:危機管理、その他 意見分類 ◆①洪水時の対応(意見NO100~101)

代表意見

- ①ダムの警報所のサイレンがなってから、どれくらいの時間で水位が地区に到達するのかなどの目安があれば、地域住民の意識が高くなるので、水位情報の提供を行って欲しい。
- ②急な大雨の対策はできていますか。水防訓練は大丈夫ですか。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・ダムの放流警報は、放流開始の約30分前に実施しますので、①河川の水位は警報所のサイレンが鳴ってから概ね30分で水位上昇すると想定されます。ただし、周辺の降雨状況により水位上昇の時間が早まる場合がありますので、警報所のサイレンが鳴ったらすぐに川から出るようお願いします。
- ・②洪水時には洪水予測システム等により水位予測を行い、山形地方気象台と共同で洪水予報を発表するとともに、洪水予警報等作成システムにより関係機関に対して洪水予報、水防警報を迅速・確実に伝達することにより、円滑な水防活動の支援等、洪水災害の未然防止と軽減を図ります。これらの情報発信の基準となる危険水位等の基準水位は、河川事業の進捗、洪水等による河道状況の変化により変動することから、適宜見直しを行います。さらに、②洪水時における役割を日常から把握し、有事の際に確実な情報伝達ができるよう関係機関と連携し、毎年出水期前に情報伝達訓練を実施するとともに、防災担当者の危機管理能力の向上を目的とした洪水危機管理演習等を実施します。【原案P118】
- ・①②河川の水位情報については、光ファイバー等の高速通信手段を活用し、報道機関やインターネット、携帯電話等を通じて、関係機関等へ確実・迅速な情報伝達を行っていきます。また、①インターネット等の情報機器の操作に不慣れな方のために操作の簡易な地上デジタル放送を活用した河川防災情報の提供を行います。これらの情報を地域住民へ情報提供することにより、洪水被害や濁水被害、水質事故の未然防止及び軽減を図ります。【原案P121】
- ・②水防活動への支援として出水期前に水防団及び関係機関と合同で巡視を実施し意見交換を行うほか、情報伝達訓練・水防技術講習回・水防訓練などを実施し、水防技術の習得と水防活動に関する理解と関心を高め、水防活動の強化を図り、洪水などに備えます。
【原案P124】

赤川水系河川整備計画(原案) 関連頁
5.2.3 危機管理体制の整備・強化 118、121、124頁

項目:危機管理、その他 意見分類 ◆②地震・津波、高潮対応(意見NO102～112)

代表意見

- ①地震・津波対策をしっかりとしてほしい。
- ②東日本大震災の時、津波が河川を遡上している光景が強く記憶に残っている。津波発生時の遡上も意識した対策をお願いしたい。
- ③地震による津波被害を軽減するため詳細な河川遡上シミュレーションの作成と公表はできないでしょうか。
- ④津波対策で、国、県、市の対応が違う。対策を国民に知らせてください。地区外への人への対応をしてください。
- ⑤地震・津波対策について、広報や広報番組を使って定期的に周知して、知識として常に県民の頭に残るような取り組みがあると良い。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・東日本大震災を踏まえ、赤川流域で想定される地震及び津波に対して、地震動による直接的な被害や、地震発生後に来襲する津波による浸水被害等が懸念されます。このため、①②河口部の堤防や樋門などの河川管理施設について、関係機関と調整を図りつつ、河川津波対策の検討や耐震性能照査指針等に基づく照査を行い、必要に応じて高さの確保や耐震補強等の対策を実施します。【原案P91】
- ・地震や津波、高潮に対しては、①④気象庁や県・市町村と連携し、情報の収集及び伝達を適切に実施します。震度5弱以上(出水時及び既に被災施設がある場合を除く)の①②地震が発生した場合は、地震災害緊急調査マニュアル(案)に基づいてダムや河川管理施設の調査を実施し、施設の被災状況を迅速に把握することで、二次災害の防止を図ります。また、①②津波対策として、樋門・樋管の遠隔操作化やフラップゲート設置等のほか、津波注意報・警報発令時には河口周辺施設ゲートの閉鎖等、被害の軽減に努めます。さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保するほか、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、大規模地震を想定した訓練を実施する等、①②③④関係機関との連携による体制の強化を図ります。【原案P120】
- ・津波のシミュレーションについては、③山形県において、佐渡北方沖(M8.5)を震源とする「津波浸水域予測図」を山形県沿岸部全域で作成し、平成24年3月6日に公表しています。この津波浸水域予想図は、河川遡上を含む津波浸水域まで考慮されています。
- ・防災教育等の支援のため、④⑤河川管理者による出張講座「出前講座」などを実施しており、今後も、環境や防災意識等の啓発も含めた河川学習についての支援活動を積極的に進めていきます。【原案P115】

赤川水系河川整備計画(原案) 関連頁

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減 91頁

5.2.1 河川の維持管理 115頁

5.2.3 危機管理体制の整備・強化 120頁

項目: 危機管理、その他 意見分類 ◆③河川情報の収集・提供(意見NO113~114)

代表意見

- ①地上波デジタル放送が始まるとのことですが、どのようになるのかイメージがあるとわかりやすいです。
- ②災害等の管理について、警戒情報を地元周知の徹底のため、あり方を検討してほしい。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・インターネット等の情報機器の操作に不慣れな方のために①操作の簡易な地上デジタル放送を活用した河川防災情報の提供します。【原案P121】
- ・河川情報の収集・提供が災害時にも確実に行われるよう、関連設備等の被災を考慮した配置や整備、定期的な点検を実施し、老朽化した施設等について、計画的な補修・更新を行うとともに、②避難指示や勧告を出す市町村のみならず、国、県、市町村等の連絡体制及び情報共有体制の強化を図ります。【原案P121】

①



図 5-22 地上デジタル放送(データ放送)による河川情報の提供例(NHK 山形放送局の例)

項目:危機管理、その他 意見分類 ◆④洪水ハザードマップの作成支援等(意見NO115)

代表意見

①洪水ハザードマップは平成13年に刊行されて10年になるがその後どう変化しているのか。また、3.11の地震で想定外の災害があったが、ハザードマップ関係で想定外のようなものはどうなっているか。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・洪水ハザードマップは鶴岡市H13.7月、酒田市H16.6、三川町H23.4に作成公表しています。
この洪水ハザードマップは、赤川で概ね100年に1回程度の確率で発生する洪水の氾濫計算により作成されています。
- ・①洪水ハザードマップについては、今後、それらを効果的に活用し、地域住民の的確な避難行動につなげるため、関係機関や地域住民との連携・協働により地域住民における防災意識の向上を図る取り組みを行うほか、市町村がハザードマップを更新する際には、住民参加による見直しを行い、地域住民の的確な判断・行動につながる情報の記載や洪水・土砂・地震等に対応した総合的なハザードマップの作成について指導するなど、技術的支援を行います。【原案P123】
- ・①生活空間である市街地に過去の洪水痕跡水位や想定浸水深、避難所など各種情報を洪水関連標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進し、これらの実施にあたっては、地域住民との街歩きにより、避難所や避難経路の確認を行い、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するとともに、被害の軽減を図ります。【原案P123】

項目:危機管理、その他 意見分類 ◆⑤住民参加(意見NO116~119)

代表意見

- ①地震、津波が大きな関心事になっている。現状と今後の対応、又、住民の取るべき対策など町内会等を中心にした勉強会を積極的に実施するよう指導願いたい。
- ②文章だけではイメージできないため、流域に住んでいる人々に幅広く説明を行って欲しい。
- ③支障木を伐採した木を配布して薪ストーブを普及させるなど、身近な事柄から行政の取り組みを知ることが出来ると、興味を持つ人が増えると思う。

<整備計画(原案)における考え方>

- ・防災教育等の支援のため、河川管理者による出張講座「出前講座」などの支援を実施しており、今後も、①②環境や防災意識等の啓発も含めた河川学習についての支援活動を積極的に進めていきます。【原案P115】
- ・①洪水ハザードマップを効果的に活用し、地域住民の的確な避難行動につなげるため、関係機関や地域住民との連携・協働により地域住民における防災意識の向上を図る取り組みを行うほか、①市町村がハザードマップを更新する際には、住民参加による見直しを行い、地域住民の的確な判断・行動につながる情報の記載や洪水・土砂・地震等に対応した総合的なハザードマップの作成について指導するなど、技術的支援を行います。【原案P123】
- ・行政が行う「公助」には限界があるため、住民自らが災害からのがれて安全な場所へ避難するといった「自助」や、お互い助け合う「共助」が重要となっており、①「自助」、「共助」、「公助」それぞれが連携しながら防災、減災に取り組むことが個々の主体に求められます。東日本大震災において有効であった防災・減災のための支援・協力体制の確立等について、関係機関及び各種団体等と連携し、検討・推進します。【原案P125】
- ・赤川における住民参加と地域連携を図るためには、②③地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要です。このため、③地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川そして赤川全体へと活動が広がることを目指していきます。
②③住民参加にあたっては地域住民が日頃関心を持っている自然環境や水質・レジャーなど身近で日常生活に関連したことから取り組んでいく必要があります。このような取り組みを通じて河川に対する関心と意識を高めていくことで、洪水被害の防止や渇水対応など非日常的な事態に対応する住民活動の発展を目指していきます。また、継続的かつ活発な地域住民の活動をサポートするため、関係する山形県や関係市町村・関係機関などと連携し、施設の維持管理や各種情報の提供などを図っていきます。【原案P126】

赤川水系河川整備計画(原案) 関連頁

5.2.1河川の維持管理 115頁

5.2.3 危機管理体制の整備・強化 123、125頁

5.3.1住民参加と地域の連携による川づくり 126頁

項目:治水 意見分類 ◆①治水対策の推進

代表意見と関連意見NO

- ①赤川本流の堤防整備が完成した現在、今後概ね20年間(30年間)はちょっと長すぎのような気がします。支川の整備ですから、5年くらいの単位ではないでしょうか。(13(C))
- ②洪水等の災害による被害を軽減するための対策を早期に進めて欲しい。(14(C))
- ③県管理区間は、現在でも治水安全度が低い個所が多く、近年頻繁に洪水被害が発生しているので、早期の対応をお願いしたい。(17(C))

<考え方>

地域ごとの治水安全度のバランスを考慮しつつ、段階的に整備を行っていくこととし、予算状況等を踏まえながらできるだけ早期の対応に努めます。

計画期間については、計画の規模・予算状況を勘案し、一連の区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とすることから、概ね20年と設定しています。

<意見に対応する整備計画の記載>

4.河川整備の目標に関する事項

4.1洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標(P23)

赤川水系河川整備基本方針の『水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが赤川水系の治水の基本である』との考えのもと、その②③目標に向けて段階的な整備を実施することとし、各河川について次のとおり①概ね20年間の目標を設定します。

項目：環境 意見分類 ◆②人と河川のふれあいの場の確保

代表意見と関連意見NO

①10年くらい前から、8月の第1週に子供たち100人くらいを羽黒橋下流に集めて赤川で遊ぶ会を行っている。その時は子供たちが来てくれるが、普段は学校で川に近寄らないようにいわれている。親水空間を作っても利用されないことになるので、つくるだけでなく、作った場所を利用していただけるような工夫が必要である。(住民の意見を聴く会にて、関連44(A))

<考え方>

住民の皆様から親しまれ、安心して利用できるような川づくりを目指すとともに、清掃・愛護活動や防災・安全利用に関する啓発活動に努めていきます。

<意見に対応する整備計画の記載>

4.3河川環境の整備と保全に関する目標

(5) 人と河川とのふれあいの場の確保(P25)

地域の歴史、文化、風土を形成してきた赤川の恵みを、より身近なものとして積極的に触れ合い、誰もが安心して河川に親しむ場となるよう、自然環境及び親水性に配慮した川づくりを目指します。

同時に、河川に関する情報を地域住民や河川を中心に活動する住民団体等と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、河川を安全に利用するための防災学習や河川利用に関する安全教育に努めます。

項目：維持管理 意見分類 ◆ ①河川調査

代表意見と関連意見NO

①点検を行って危険箇所を把握して欲しい。(59(C))

<考え方>

平常時・洪水後の巡視点検を行い、施設の状態変化を的確に把握していきます。

<意見に対応する整備計画の記載>

5.4河川の維持の目的、種類及び施行の場所(P31)

5.4.1河川の維持の基本となるべき事項

河川の維持管理については、多自然川づくりの趣旨に沿って動植物の生息・生育環境への影響を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の流下能力の維持に努めます。また、河川の適正な利用及び河川環境保全ため、河川の利用者及び関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を促しながら、適切な維持管理を行います。

また、維持管理を適切に行うためには、河川の状態を適切に把握することが必要となるため、維持管理方針、重点区間、維持管理内容等を定めた「山形県河川維持管理計画」により、平時及び洪水時、洪水後の河川巡視・点検をはじめ、雨量や水位の観測等を継続的・定期的実施して状況の把握に努めます。

項目:維持管理 意見分類 ◆②河川管理施設の維持管理、③河道の維持管理

代表意見と関連意見NO

- ①内川は雑草がすごく、流れも淀んでいる。環境・景観によくない状況なのでしっかりと管理して欲しい。(62(B))
- ②水質検査の強化、河川の草刈りの対応、毛虫が増えて被害が出ている。(67(C))
- ③支川内川は、草刈りや、水の流れを阻害している樹木を伐採して欲しい。(83(B))
- ④内川の切添大橋付近は中州と樹林化が進んでいるため、早急に除去するなど改修を要望します。(84(B))

<考え方>

- ・雑草については、繁茂状況の把握に努め、植生・地域条件・要望等を考慮したうえで対応していきます。
- ・河道内に繁茂した樹木は、洪水時において流水を阻害するほか、流出した場合、下流施設にも影響を及ぼすことから、一連区間の流下能力の確保に努めます。また、管理上・防犯上支障となる範囲についても必要に応じて伐採を行います。
- ・水質については、関係官公庁・地域との連携のもと良好な水質の保全に努めるとともに、水質事故発生時は「赤川水系水質汚濁対策連絡協議会」を活用して早期対応に努めます。

<意見に対する整備計画の記載>

4.3河川環境の整備と保全に関する目標

(3) 水質の維持・改善(P25)

赤川、大山川、内川、青竜寺川の計9地点で実施されている水質観測結果は、近年いずれも環境基準値を満たしています。今後とも^{①②}現状の環境を考慮し、国、市町等の関係機関や地域住民との連携・調整を図り、良好な水質の保全に努めます。

5.4.2河川の維持の目的、種類(P31)

(1) 河道の維持

河川の流下能力の維持のため、阻害となる^{①②③④}堆積土砂や支障木等については、その堆積状況や繁茂状況の把握に努め、「山形県河川維持管理計画」に基づき、適宜これらの除去及び伐採を行います。

なお、実施に際しては、自然環境に配慮し、生物が生息・生育しやすい水辺空間の確保を考慮します。

5.4.3危機管理体制の整備・強化

(3) 水質事故の対応(P33)

被害の拡大を防止するため、連絡体制の強化と情報提供の充実を図ります。また、^{①②}水質事故発生時には、「赤川水系水質汚濁対策連絡協議会」を活用し、関係機関の連携による早期対応に努めます。

項目:危機管理・その他 意見分類 ◆⑤住民参加と地域との連携による川づくり

代表意見と関連意見NO

①県で河川アダプト事業を行っているが、年2回のイベントで終わっていないか。見た目だけでなく川の中はどうなっているかも考えて行って欲しい。(99(A))

<考え方>

ふるさとの川アダプト事業を展開していく中で、地域や企業との協働を拡大し、愛護活動・学習支援・その他地域と協力した活動の拡大に努めます。

<意見に対応する整備計画の記載>

5.4.2河川の維持の目的、種類(P31)

(3)河川環境管理の推進

河川環境に関する維持管理については、不法投棄等の防止のため、定期的に河川パトロールを実施するとともに、河川愛護団体や地域住民との情報交換等の相互協力により良好な河川環境の保全に努めます。

5.5.1住民参加と地域との連携による川づくり(P34)

地域と連携した活動は、洪水時や渇水時の被害を軽減するためのソフト対策や良好な河川環境の整備・保全・維持管理において必要不可欠な要素であるため、今後とも住民参加による活動の更なる推進に努めます。

「ふるさとの川アダプト事業」の展開等で、地域住民や企業等との協働を拡大し、クリーンアップ活動等の河川愛護活動、河川清掃、学習支援や地域と協力した活動を広めていくとともに、地域との連携による河川整備に取り組みます。

項目:危機管理・その他 意見分類 ◆②地震・津波、高潮対応

代表意見と関連意見NO

- ①赤川の堤防決壊を想定した防災訓練を予定している。想定外もあり得るため、昭和31年に完成した荒沢ダムは地震で決壊しないかどうか。どの程度の地震まで決壊しないのかを教えていただきたい。過去の設計基準と現在の設計基準では違いがあるので、方向付けとして荒沢ダムはどれくらいの震度まで大丈夫かを知っておきたいので、機会があればお知らせ願いたい。(111(A))
- ②佐渡北方沖(M8.5)の地震はどれくらいの確率(割合)で起きるものでしょうか。(112(B))

<考え方>

- ①荒沢ダムの耐震設計は、現在も採用されている設計手法に基づき、地震の外力(設計震度)を考慮した構造計算になっています。阪神淡路大震災(震度7)及び東日本大震災(震度7)において、荒沢ダムと同様の耐震設計を行っているダムで、致命的な被害がなかったことが確認されています。荒沢ダムでも、震度4以上又は25gal以上の地震を観測した場合、直ちにダムの点検を実施しているが、これまで大きな損傷は受けていません。
- ②県が今年の3月に公表した津波浸水域予測図に採用されている「佐渡北方沖マグニチュード8.5」の想定地震は、既往の研究から地震空白域と指摘されている佐渡北方沖について、空白域の長さである210kmを断層長さと想定した地震で、「発生の可能性は極めて低い」が、想定される最大規模の地震」と位置づけております。なお、発生確率での表現はしてありません。

項目:危機管理・その他 意見分類 ◆④洪水ハザードマップの作成支援等

代表意見と関連意見NO

①洪水ハザードマップは平成13年に刊行されて10年になるがその後どう変化しているのか。また、3.11の災害で想定外の災害があったが、ハザードマップ関係で想定外のようなものはどうなっているか。(115(A))

<考え方>

ハザードマップについては、平成24年6月末現在において、県内全市町村で作成されておりますが、市町村によっては、一部地域のみで作成にとどまっており、今後も作成支援を進めていく必要があります。

想定外の災害については、近年及び今後の災害状況等を踏まえ、対応策等を検討していきます。

<意見に対応する整備計画の記載>

5.4.3危機管理体制の整備・強化

(1)洪水時の対応

⑤地域防災力・災害対応力の強化・推進(P32)

洪水ハザードマップの作成支援や自主防災組織に対する学習会の実施等、地域の実情を反映した緊急避難体制づくり、意識啓発を支援します。

5.5.3長期的な視点をもった調査・検討(P34)

赤川水系河川整備基本方針の達成に向け、国や関連市町村と連携・協力を図りながら、治水・利水・環境に関する必要なハード対策及びソフト対策に関する調査・検討に努めます。

また、地球温暖化による影響予測などの新たな知見を踏まえた適応策、計画の想定を超過する外力等が発生した場合の対応策を検討します。さらに、健全な水循環系、流砂系、森・川・海のつながりの構築に向けた検討を進めることで、水系一貫とした河川管理を目指します。